

# 北広島町農業委員会第 31 回総会議事録

事務局 (第 31 回北広島町農業委員会総会開会宣言)  
会長 (開会あいさつ)  
事務局長 (報告)  
会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 8 番、9 番をお願いします。

---

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 8 年 1 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

1 番 1 月 12 日に 15 番委員と●●推進委員で現地調査を行いました。  
譲渡人は 4 年前に、空き家バンクを利用し、畑を買われて家庭菜園をしておられました。  
2 年目に、ご主人さんが急死され、奥様も高齢であり、安芸郡からこっちへ来るのも大変だということで、空き家バンクへ売るということで登録されたそうです。  
この度、譲受人が空き家バンクへ申込され話が整い、家と畑を買うということとなり今回の申請に至っております。  
譲受人は自営業を営まれ、夏から秋にかけて家をリフォームした後に夫婦でこちらへ住所を移して、仕事をしつつ家庭菜園をやってみたいという希望を持っておられました。  
現在は草刈機は 1 台持っておられ、ゆくゆくは管理機を買い畑作業をやってみたいということをおっしゃっておられました。  
他の農地へは影響はないと考えております。  
農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号 1 番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

議長 譲受人さんが非常に若く自営業ということですが、こちらに移住されても自営業というのはできるんですか

1 番 自宅でパソコン仕事をするので全く問題なく、そこを拠点にたまに市内の方に出たりするそうです。奥様の方も近くで仕事を探すそうです。

- 議 長 他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 15 番 1月12日、1番委員、●●推進委員と現地確認を行いました。  
いずれも畑で作付けはされておりませんでした。  
譲受人は今後、自家用野菜の栽培用地として利用するということでした。  
周辺農地への影響も全くありません。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号2番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号3番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 15 番 1月18日10番●●委員と●●推進委員と現地確認を行いました。  
事務局の方からもありましたように、以前に3条申請がありましたが、この農地も  
贈与による3条申請となります。  
畑として何かを栽培するというのではなくて保全管理をするということです。  
周辺農地への影響もありません。  
以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないことから許可要件のすべてを  
満たしていると考えます。  
以上のことをよろしく申し上げます。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号3番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 5 番 現況は畑なのでしょうか。
- 事 務 局 譲受人は農地でないと判断して前回の3条申請から漏れていた。

- 議 長 畑として使われるのか。
- 事務局 保全管理をされる予定。  
生前贈与（前回の申請で）でかなり広範囲に取得されているため、全てを畑として利用するのは今の仕事もあり難しいと思われる。
- 議 長 譲受人に適正な方法でやってもらうようにご指導したうえで、地目変更など今後どの方向がいいか相談してください。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 （挙手全員）
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案説明）
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 13 番 1月17日に、3番委員さん、●●推進委員とともに現地の確認並びに譲受人の方と面談をしてみました。  
譲受人さんは、●●茶屋をやられておりました、レストランの裏手にあたる農地でございます。  
以前は●●が麦を栽培されていたが、昨年で契約が切れ、今年から譲受人が管理することとなった。レストランから見えるということで、今年からは菜の花を栽培していきたいというような話をされておりました。  
写真の手前の方はコスモスが植えてある農地でございます。  
農業の経営規模はですね、これ見ていただくように87,000㎡と、かなりの手広く栽培をされておられます。  
隣接農地に対して影響はないと考えられます。  
以上のことから第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えています。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号4番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 2 番 菜の花は野菜としてか、油なんですか。
- 13 番 以前は麦で成長を見られてよかったけれど、今年からはきれいだということで菜の花となったと聞いております。
- 5 番 譲受人は●●茶屋の経営。農業もやられているのか。
- 13 番 ●●茶屋の社長と聞いている。
- 事務局 自営業と聞いている。

- 議 長 それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号5番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 7 番 1月17日に8番委員と●●推進委員さん3名で現地を出会っていただきました。  
申請人には私が電話で確認をしました。  
田については、耕作する予定で、もう一筆は自己保全管理でやっていきたい。  
譲渡は亡くなる前に、決めておられその通りにされことで、問題はないと思いま  
した。
- 議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号5番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号6番関連で7番、一括で事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 16 番 1月15日●●委員さんと●●推進委員と現地において調査をさせていただきました。  
本人さんがご在宅だったので、ご家族にお話を聞かせていただいております。  
お母さんが●●市への野菜を出荷しておられます。  
営農集団がそばを栽培しており今後もそばの栽培を続けたいと。  
また、これまでも利用権設定していましたが水稻を中心に栽培をしていきたいとい  
うことを本人から聞いております。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たして  
いると思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長 はい。ありがとうございました。  
それでは番号6番7番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
6番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)

- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
続いて番号7番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号8番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 職務代理 1月15日、●●委員さん、●●推進委員さんと現地に赴きまして調査をしました。  
譲り受人さんの●●さんの方へ、その場で携帯電話で聞き取り調査をさせていただきました。  
写真にありますけれども、田んぼの11801-17、11801-15、11053、11056のところ到现在、●●さんと言われる方がブドウを栽植をされて、まだ2年ないし3年くらいということで、まだ未成熟ですけども、本人さんにお話しを聞かせていただいたら、去年はイノシシが入ってほとんどやられたと。  
ブドウの方は引き続き買われた後もしていただくと話しを聞いております。  
それから、この土地はもともと開拓で入植されて採草地ということで長年されてきたということですけども、譲り渡し人さんのお父さんが亡くなられて、酪農経営を断念された以降は、不作付けという状況となっております。  
ブドウ以外のところには、「ヤマトダマ」というバイオ燃料になる果実を栽培されると。詳細は定かではないんですけども、成長が早いということで、譲受人さんが北広島町全体をデジタル田園都市構想の中で、太陽光発電も含めて地域活性化のために取り組んで行きたいと電話でお聞きをしております。  
以上のことからブドウ、新規作物であります「ヤマトダマ」の栽培を計画をされておるといことで、この地区はほとんど休んでおられますので、他の農地への影響はないと思いますので、許可相当ではなかろうかと思っております。  
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号8番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 5 番 ブドウ以外のところは「ヤマトダマ」を作付けされるとのことですが、太陽光パネルにはならないのか。
- 16 番 5条案件の方は、このあとで出てきますが、同じ地域ではあるけれど元県営工業団地から北広島町へ譲渡されたところの山へ造成をして太陽光を設置される、その一環の部分があとの第5条案件の方で出てきます。
- 3 番 地域の活性化といわれるが、具体的にどういう関係となるのか。
- 16 番 ●●の思いとしては、ブドウを地域特産にしたいことと、まだ作ったことはないがバイオマス燃料になる「ヤマトダマ」を商品化していきたい。  
田園デジタル構想の中で今吉田の地域活性化の一環になり、●●としても金賞か銀賞か受賞された米も含めて地域活性化としてやっていきたいという思い。

- 事務局 「ヤマトダマ」は資料によると、最大6メートルまで成長する。種子が燃料、潤滑油、薬品、ポリカーボネート、要は石油の代替品として活用できる。幹は腕の太さくらいまで成長し、ジップ、ペレット、プリケットなどバイオマス燃料として活用できる、それが余すことなく使えるというバイオ燃料の新しい品種として開発されたものということでございます。
- 6 番 先ほど説明で県の土地を購入するにあたって、●●自治会が地縁団体と役場で約束事があったと思うが、この開発について無秩序な太陽光パネル等の開発にはならないとは思いますが、状況が分かれば教えていただきたいですが。
- 事務局 これについては、条件がついた払下げだとは思いますが、状況はよくわかりません。地域合意があつての話しなんでしょうから。
- 議長 それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。
- 

## 議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議長 農地法4条の規定により、別紙のとおり申請があつたので意見を求める。令和8年1月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号9番、10番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 2 番 1月12日●●委員、1月16日●●推進委員とともに現地確認を行いました。  
申請人とは11月総会の時に面談を行いました。  
申請人の父がこの観音堂を管理されておられて、私が小さい時から、コンクリートで張ってあるところを参道として渡っておりました。地元の私たちもこれが農地だとは知らず、相続の際に農地であることがわかり申請となっております。  
10年前に、この申請人の父が実費でコンクリートを張って、そのままの状態です。観音堂では月に一度法要があります。その際、車を全部道路で駐車できないため、所有者が駐車場として使ってよいということなり、この度の申請に至ったと伺っております。  
周りの農地もなく影響はありませんので、問題はないかと思います。
- 議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号9番10番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 会長 これ、なんで今回わかったのですか？

- 2 番 所有者が遠方におり、農地を処分しようとした際に分かった。
- 議 長 他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
9番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
続いて番号10番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号11番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 7 番 1月17日、私と8番委員と、●●推進委員3名で現地に行きました。  
倉庫を建てた際、進入路をコンクリート舗装した。地目が分からなかったので、今回整理することとされた。  
以上で、周辺の農地には支障は全くありません。ご審議のことをよろしく願います。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号11番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
11番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号12番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 16 番 ●●地区の中型農家として現在36ヘクタールで、主食用、WCS、大豆等を転作し栽培されている。次男も帰り合同会社を設立した。父の施設が手狭となり今回の申請となった。機械を集約し効率化を図る。  
1月15日に現地確認をさせていただいたときに、山を現在、材木所の方が木を伐採され、日照条件を良くしていき、鳥獣被害対策も兼ね、山及び農地を整備される。田がありますけれども、影響がないと思います。  
農地法第4条第2項各号には該当しないため許可相当と思います。  
ご審議のほどよろしく願います

- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号12番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 議 長 乾燥機は何台ぐらい入れられる予定ですか
- 16 番 現在は6台を設置しているが、スクモの置き場所がない。乾燥室の隣に高い天板で小屋を作り、そちらへ吹き上げをされて、毎日スクモを焼いています。  
持ち運びもギリギリですし、製品もみんな手摺みで、パレットが6枚くらいは一時的におかれるが、順次出荷をしていかないと作業が停滞する状況です。
- 議 長 他にはございませんか。  
それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
12番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号13番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 職務代理 1月15日に16番委員と●●推進委員で現地確認を行っています  
左側に道路がありそこから進入して、蔵の左側を進入路として計画されております。  
周辺、左側には畑がありますが、そこには果樹が植えてありました。  
それより上は田の畦畔であり原野となっている。  
周辺の農地と関係は、あまりないと判断させていただきました。  
右側の家は空き家になっていたが、前前回にあったように空き家へ越して来られるので整備をされておられます。  
周辺の農地との関係もありません。営農条件の支障ないように判断をさせていただきました。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号13番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 3 番 写真であるように墓じまいをした跡が見える。平面図配置図の赤線で囲った中に含まれているのですか。
- 事 務 局 この墓地であったところは地図は変更しないと聞いている。  
跡地も含めて分筆して登記している。  
墓地であったところも進入路として整備される。土地購入者に全て譲り渡すと聞いております。
- 会 長 宅地への進入路はほかにもあるのか。

- 事務局 現況地番図では細長く見えるが、アスファルト舗装とその路肩がある。  
農地のままでは売買できないということから、今年の4月に農用地区域外の農地  
について第4条許可申請をされており、今回は農振除外後に追認という形で許可  
申請されている。
- 会 長 車が入るとすればこの舗装道路からですかね。
- 事務局 そうです。こちらからも入れるし下側からも宅地へ向けて入れる。  
当初の目的は、そのまますぐ墓地に行けるよう整備されたもの。
- 議 長 他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
11番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号14番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 14 番 1月17日に、1番委員と2名で、現地を確認しております。  
公衆用道路から●●さんの家が1軒だけ奥にあり、私道みたいな道路です。  
転用を行い地目の適正化を図るということです。  
計画面積は妥当であり周辺の農地に支障はありません。  
必要な手続きもされており、許可相当と判断します。よろしく申し上げます。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号14番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
14番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議 長 農地法5条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和8年1月  
20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号15番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

- 15 番 1月12日、1番委員と●●推進委員で現地認を行いました。  
昨年9月の農政懇において、農地転用違反となった案件です。  
許可が下りるまで、工事中止し駐車場として使用しないという誓約書を出してもら  
いました。この度農振除外の許可が降りたということで申請をあげられています。  
審議のほどよろしく申し上げます
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号15番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 4 番 いつもと思いますが、地元の業者が施工が転用の手続きが必要であることを知らない  
ことはないはずです。罰則もなく農業委員会として、業界に対して、何らかの意見  
を言うとか何かできないものか。非常に不信感を覚える案件だなと思っています。
- 議 長 今後どうするかを運営委員会で検討してみたいと思います。
- 6 番 道路について許可は要るんですか。公衆用道路。国交省になっているんだけど、田  
んぼに入る道よりは相当広く溝をとるようにみえるんですが、県と建設等との協  
議が多分いるとおもうんですが。その辺の確認はとれているのか。
- 事 務 局 土地改良区の立ち合いは済んでいる
- 3 番 この案件は道路の法面はあったんですか。入り口を作るまでは。前に奥の方へ溝か  
水路かなんか。
- 15 番 水路はない。法面もついていない。
- 議 長 道路と法面は水平ですね。
- 議 長 他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
15番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたし  
ます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号16番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 7 番 1月17日に、私と8番委員と●●推進委員さんと3名で現地立会しました。  
先ほどの写真にあったように、木がありましたが、木を伐採し倉庫を建てるとい  
うこと。現地で、ここを造成して倉庫からパイプを出して、乾燥させるとかもみ殻を  
燃やすとかをするそうです。  
現在の倉庫は、住宅に近く、近所の人から騒音の苦情が出て、騒音対策で木を植  
えた。土地は●●さんの兄の土地で、譲受けてされるそうです。

周辺農地にかかる影響はなく、許可することは妥当と思います。  
審議の方、よろしく申し上げます。

- 議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号16番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 3 番 木を植えて騒音対策になるのか。何の木が植えてあるんですか。
- 7 番 かなり密集して植えてあった。一見すると農地には見えない状況。
- 13 番 農機具倉庫を建てるんですか。
- 7 番 農機具倉庫が建ちます。
- 13 番 壁になるんですかね。
- 7 番 今度は農業用倉庫が建ち、それが防音対策になる。
- 議 長 他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
16番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号17番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 7 番 1月17日●●委員、●●推進委員3名で参りました。  
手前には黒い防草シートが敷いてあり、奥には花木が植えてある状況で、もう長年何も植えていない状況と思いました。  
この奥には田あるのですが、これも長年使っていないような感じです。  
ここを駐車場にされても何の支障はないと思います。  
許可妥当ではないかなということです。  
以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号17番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
17番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号18番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

3 番 13番委員、●●推進委員と3名で現地確認を行いました。

申請人本人にも聞き取りを行いました。

摘要欄に諸事情と書かれており、具体的にどういうことか確認したところ自分も高齢であるので、自分の息子に事業継承を考えているけれども、経費の削減を目的に現在借地の作業所兼倉庫を第2種農地を転用し建設しようと思っておられます。

●●株式会社ですけれども、会社の電気、配電関係とか補修・点検修繕が業務で土・日が忙しいそうです。

この農地は、元は田だったのですけれども、平成30年12月1日、地目変更されていて、この譲渡人は、平成2年4月20日に相続をされた第2種農地ということ。

この土地周辺は、前側は舗装された町道、左手は一段高い農地、奥側は一段高い譲受人の宅地、右側の段差が高いということで、いわゆる接続される農地がない。周辺農地に与える影響はそういった面での問題はないというふうに思われます。

よって許可することによからうかというふうに判断します。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。

それでは番号18番について質疑に入ります。

ご質問ご意見をお願いいたします。

他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。

18番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号19番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

16 番 1月15日、●●委員、●●推進委員さんと現地調査の方を行っています。

先ほど3条申請と合わせ太陽光ソーラーパネル及び蓄電設備ということで申請をされております

山林が広島県所有になっていますけれども、北広島町へ譲り受けることとなっています。

元の県営工業団地を造成をしたときに作った沈殿池があり、ソーラーパネルの水はそちらに流していくということです。

山林の造成も含めて計画をしていきたいと、譲受人から聞き取りをさせていただいております。

以上のことから、許可相当ではあるかと思しますので、ご審議の方、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号19番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 3 番 ソーラーパネルの造成はどのような造成なのか。  
安く作るように書いてありましたが仕上がりはどういう状態になるのか。  
真砂土なのか、碎石なのか。防草シートなのか計画に載っていない。
- 16 番 県工業団地跡地も含めこれから検討していくと聞いている。
- 5 番 太陽光を作ってもいいという許可はもらわれているんですか。
- 事務局 FIT等につきましては関連課の方と協議すると聞いております。県工業団地につきましては改めて関連課の方から確認されると思います。雨水浸透阻害行為の対象外地域であります。
- 3 番 開発行為として1,000㎡を超えているが何も書類がついていない。  
すぐに分からなかったら、今でなくてもよいが、流域の関係にしる、開発行為にしる、簡単にデータにまとめたようなものがあつたら、いつか提供してもらったらいと以前もお願いしたと思いますが、また検討しておいてもらえれば。  
関連の基礎知識については、共通認識としておきたい。
- 議 長 他にはございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
19番について申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号19番について事務局より説明をお願いします。

#### 議案第4号 非農地証明申請について

- 議 長 非農地証明現地調査員の現地検査の結果、別紙申請について非農地証明を発行することに承認を求める。令和8年1月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡道範。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 15 番 1月18日、10番委員、●●推進委員と現地に行きました。  
写真のとおり、山林化しておりまして農地としては有効利用できない状態にあります。ですから非農地としたらどうかと思います。審議の方よろしくをお願いします。
- 議 長 はい。ありがとうございます。  
番号20番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。

- 職務代理 この周辺も全部同じ状況なのかなと想像をするのですが、申請の仕方としては自主的に取り扱われたのか、農業委員として出されたのか、この地域全体がそうではないということなのか。このあたりの現況はどうなんでしょうか。
- 15 番 6番の上とか1番の上あたりは、作付けはされていないかと思います。もう少し上の方になりますと、●●さんが水稻栽培をされています。9番の下の方はですね、農業法人が作付けをされております。
- 職務代理 はい。分かりました。全体かなと思って確認しました。
- 3 番 過去に非農地証明において、人為的な改廃は認めないというガイドラインがあつて農業委員会では却下したことがある。しかし、本人が法務局に直接交渉され、地目変更となった、というケースがあつたようです。この案件は5条の許可後、実際どうなったか、若干疑問が残る案件だと思う。事務局に資料があると思うんですけど。今回は許可後と書かれていますので・・・。
- 事務局 平成9年に、前所有者の方が自分の会社の一時置き場として許可が出ている。現所有者の奥様に聞き取りしたが、残土をどうしたとかはわからない。登記簿上、平成2年にご主人が取得されて、平成9年に自分の事業の利用として5条許可が出ている。
- 3 番 先ほど述べたように、先ほどの件のように農業委員会の意義を問われたことがあつた。時効と言いか、20年もたったケースについて協議した記憶がある。現況でということになれば、今更、前も却下したから今回も却下せよとはいいがたい。農業委員会としての判断する状況なのであえて拘らないということかなと。
- 議長 農業委員会の判断としては 現況判断でいきたいと思います。山林化しておりますので、皆様のご意見を聞きたいと思います。採決してもよろしいでしょうか  
番号20番について質疑を打ち切り採決いたします  
申請の通り証明を発行してもらえるとされる方は挙手をお願いいたします
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、申請の通り証明の発行について決定しました。

---

### 議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

- 議長 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について意見聴取があつたので意見を求める。令和8年1月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)

- 議長 はい。ありがとうございます。  
それでは、議案第5号について質疑に入ります。  
ご質問、ご意見をお願いいたします。
- 3番 6番の、農業用倉庫というのはどのようなものか。
- 事務局 現地の詳細は確認はしておりません。
- 3番 届け出で済むのは200㎡以内までか。  
もともと建っていたのなら面積から全体あるのかわからないが、農地じゃないのでは。
- 事務局 利用目的のところが、設定がどういうことなのか担当の方にも確認します。
- 3番 農業用施設が、もともと農地のところに建っているのなら、こういう形で出てくるはずがない。
- 3番 200㎡以下なら農地としていいのか。
- 16番 耕作者は初めて聞くような名前だが。
- 事務局 去年くらいから●●さんの奥さんの兄弟と聞いている。  
地域の方に出ているいろいろやられている。
- 13番 期間について、何年まで可能か。
- 事務局 あまり長くしすぎると更新の際に確認が必要となる等の説明はしているが、相互間で良ければ受けている。
- 議長 他にご質問ありますでしょうか。  
採決してもよろしいでしょうか  
番号20番について質疑を打ち切り採決いたします  
申請の通り証明を発行してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。従って、意見なしと決定しました。

議事終了